

令和８年度 第１回丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会 次第

日時 令和８年７月２８日（火）１９時３０分～
会場 丹波篠山市民センター 研修室２

- １ 開 会
- ２ あいさつ 丹後政俊教育長
- ３ 委嘱状交付
- ４ 審議会成立宣言
- ５ 自己紹介
- ６ 議長・副議長選出について
議 長（ ）
副議長（ ）
議長あいさつ
- ７ 丹波地区社会教育委員協議会の役員選出について
副会長 １名（議 長）
理事 ２名（副議長）（委 員）
- ８ 社会教育委員・公民館運営審議会について ……資料１
- ９ 令和７年度事業報告及び令和８年度事業計画について ……資料２
- １０ 令和８年度社会教育・公民館事業について ……資料３
- １１ 閉 会
副議長あいさつ

令和 8 年度丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会委員名簿

No.	区分	氏 名	所属等
1	学校教育関係	安井 健二	小学校長会より選出
2	社会教育関係	足立 弘美	元公民館社会教育指導員
3		上田 忠	丹波篠山市自治会長会より選出
4		福西 寿美子	福祉行政経験者 手話通訳者
5		山下 好子	大芋活性化委員会 委員
6		谷掛 昭二	社会教育経験者
7		蔦木 伸一郎	公募委員
8		村上 佳子	公募委員
9	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	山本 歩美	岡野子ども教室コーディネーター
10		瀬戸 大喜	丹波篠山春日神社 神主
11	学識経験者	橋元 工	一般社団法人櫛農園 代表理事

事務局	辻川 貴志	社会教育部 社会教育課 課長 (中央公民館長兼務)
	岡花 宏明	社会教育部 社会教育課 課長補佐
	藤原 裕大	社会教育部 社会教育課 係長
	山本 圭太	社会教育部 社会教育課 係長
	尾崎 帆乃花	社会教育部 社会教育課 主事

社会教育委員・公民館運営審議会について

■ 社会教育とは？

学校外で行われる、子どもから大人まで、すべての人を対象とする教育活動のこと

【具体例】

- ・ 公民館や図書館での講座・イベント
- ・ 子ども会やPTA 活動
- ・ 地域のお祭りや伝統行事の伝承
- ・ 防災講座や健康づくり教室 など

→誰もが参加できる「地域の学び」

■ 社会教育委員ってどんな人？

地域と教育委員会をつなぐ「アドバイザー」であり、橋渡し役

意見・提案：地域の社会教育をよくするため、教育委員会へ意見を伝える。

代弁者：地域の実情を知る立場から、住民の声を届ける。

橋渡し：学校・家庭・地域をつなぐ。

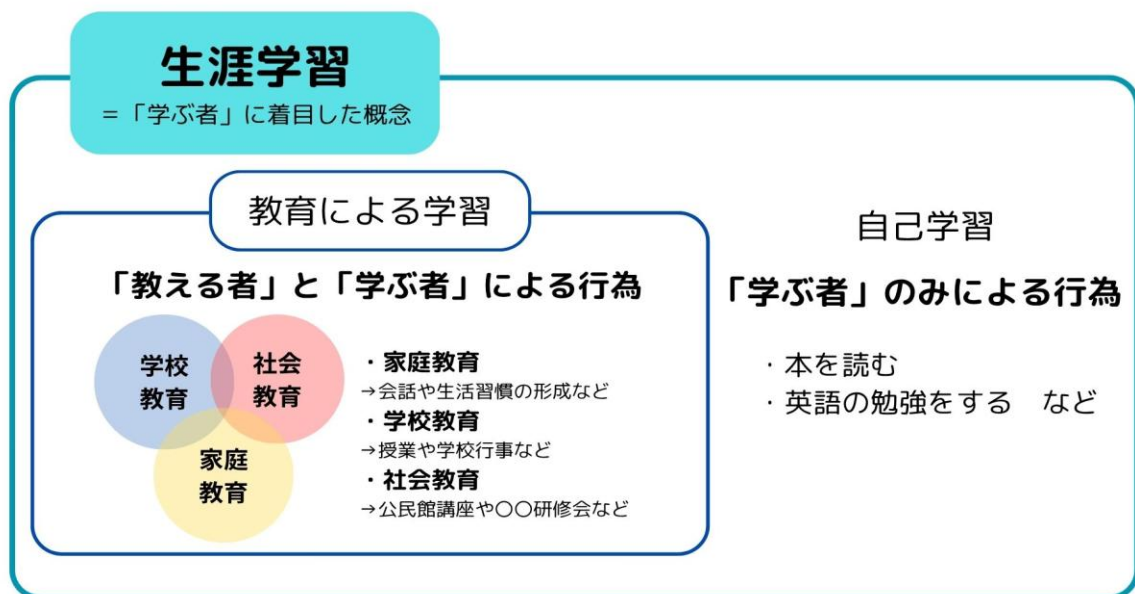
■ 社会教育委員・公民館運営審議会で行うこと

社会教育事業の充実に向けて話し合う

意見・提案：社会教育事業に対するアドバイス

協議：地域の課題解決や新しいアイデアについての話し合い

視察：必要に応じて、実際の現場（講座・イベント等）を見学・参加



○丹波篠山市社会教育委員会議規則

平成11年4月1日

教委規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市社会教育委員に関する条例（平成11年篠山市条例第83号）の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）には委員の互選による議長、副議長1人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第3条 議長及び副議長の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第6条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

○丹波篠山市公民館運営審議会規則

平成11年4月1日

教委規則第18号

改正 平成12年3月28日教委規則第3号

平成24年3月28日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市公民館条例（平成11年篠山市条例第84号）に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審議会は、公民館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、公民館事業の企画及びその実施について調査審議する。

(役員)

第3条 審議会に次の役員を置く。

(1) 議長 1人

(2) 副議長 1人

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、審議会の会議を主宰する。

4 副議長は議長を助け、議長に事故があるときはその職務を代行する。

5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第4条 審議会は、連絡等にあたる館長が招集する。

2 審議会は、年3回定例に開催するものとする。ただし、必要により随時開催することができる。

(会議の成立)

第5条 審議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の事案について再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。

(議決)

第6条 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 審議会の会議の次第及び出席委員の氏名は、会議録に記載しなければならない。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和 7 年度 社会教育委員・公民館運営審議会に係る事業報告

○丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会の会議

月 日	事 業 名	場 所	参加者
6 月 24 日 (火)	第 1 回 社会教育委員・公民館運営審議会 ・令和 7 年度社会教育関係事業について ・調査研究部会について 等	四季の森生涯 学習センター	委員
10 月 30 日 (木)	第 2 回 社会教育委員・公民館運営審議会 ・令和 7 年度事業の進捗状況について ・令和 8 年度社会教育関係事業について 等	四季の森生涯 学習センター	委員

○兵庫県社会教育委員協議会等の事業

月 日	事 業 名	場 所	参加者
6 月 3 日 (火)	兵庫県社会教育委員協議会 総会・研修会	神戸市 (のじぎく会館)	議長等
7 月 28 日 (月)	丹波地区社会教育委員協議会 役員会	丹波市	丹波地区役員
8 月頃	丹波地区社会教育委員協議会 総会	(書面)	各市委員
9 月 5 日 (金)	近畿地区社会教育研究大会(和歌山大会) 台風接近により中止	-	-
10 月 14 日 (火)	丹波地区社会教育委員協議会第 1 回研修会 講演：「社会教育委員への期待 —行政の事務事業評価を事例に—」 講師：福知山公立大学 地域経営学部 潤教授 杉岡 秀紀氏	春日住民センター	各市委員
10 月 29 日 (水) ～31 日 (金)	全国社会教育研究大会 (岩手大会)	岩手県盛岡市	参加希望者
11 月 26 日 (水)	兵庫県社会教育研究大会	神戸市教育会館	参加希望者
1 月 30 日 (金)	兵庫県公民館大会	いなみ野学園	参加希望者
2 月 20 日 (金)	丹波地区社会教育委員協議会第 2 回研修会	柏原住民センター	各市委員

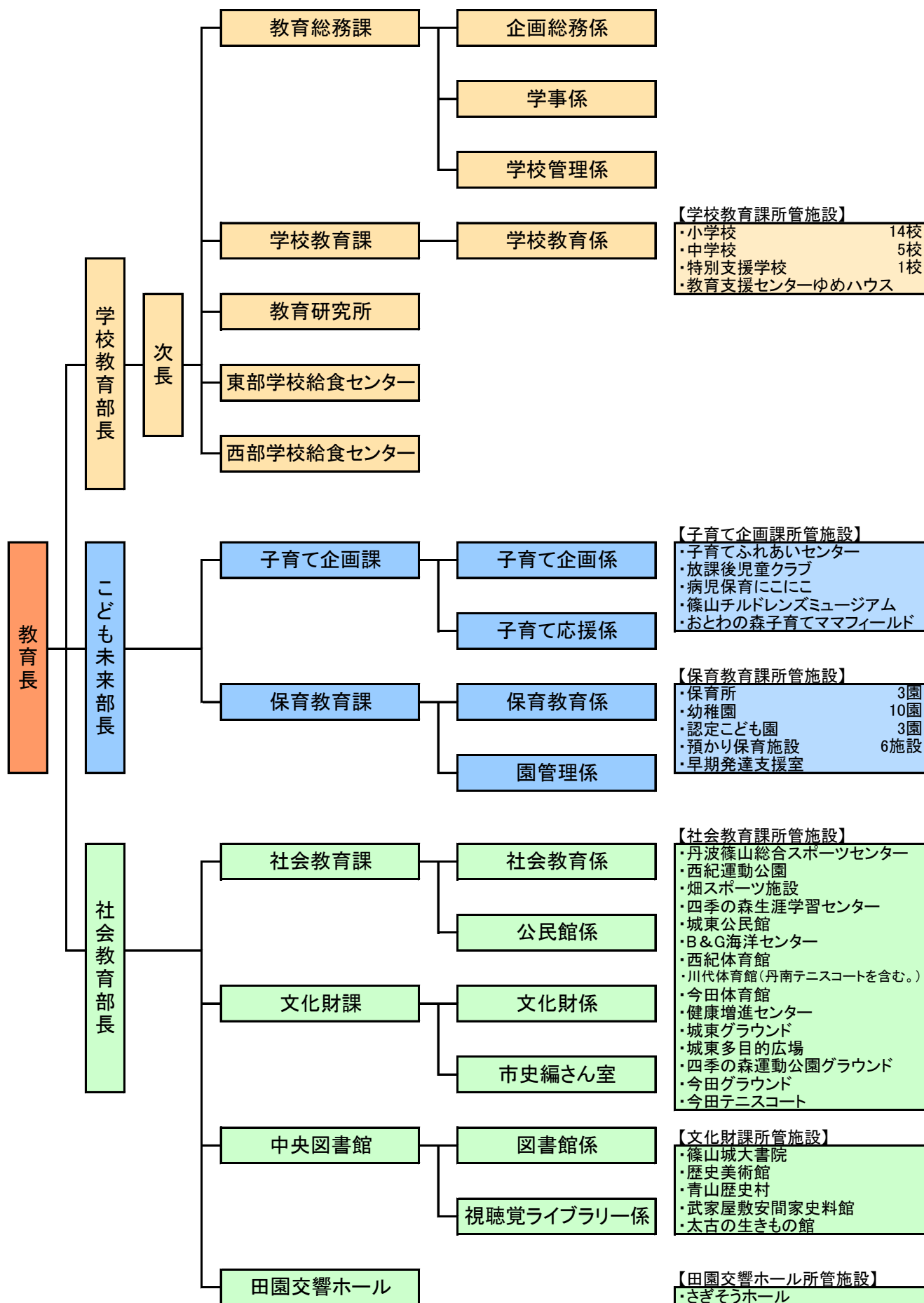
令和8年度 丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会に係る事業計画

○丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会の会議予定

月 日	事業名	場 所	参加予定者
7月28日(火)	第1回丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会 ・令和8年度社会教育関係事業について 等	丹波篠山 市民センター	委員
10月頃	第2回丹波篠山市社会教育委員・公民館運営審議会 ・令和8年度事業の進捗状況について ・令和9年度社会教育関係事業について 等	未定	委員

○兵庫県社会教育委員協議会等の事業予定

月 日	事業名	場 所	参加予定者
6月1日(月)	兵庫県社会教育委員協議会 総会・研修会	県立中央 労働センター	議長等
6月29日(月)	丹波地区社会教育委員協議会第1回役員会	丹波市	丹波地区役員
7月頃	丹波地区社会教育委員協議会 総会	(書面)	各市委員
8月31日(月)	丹波地区社会教育委員協議会第1回研修会 内容：地域の大人が学びながら関わる場づくりや、こどもの育ちに関わる人を増やす方策等に関する研修 講師：特定非営利活動法人ハズオン埼玉 西川 正氏	丹波市立 柏原住民センター	各市委員
10月28日(水) ～30日(金)	全国社会教育研究大会（大阪大会）兼 近畿地区社会教育研究大会	堺市 他	参加希望者
11月頃	丹波地区社会教育委員協議会第2回役員会	丹波市	丹波地区役員
11月18日(水)	第48回全国公民館研究集会和歌山大会 兼 第73回近畿公民館大会和歌山大会	和歌山城ホール	参加希望者
11月25日(水)	兵庫県社会教育研究大会	神戸市教育会館	参加希望者
1～2月頃	丹波地区社会教育委員協議会第2回研修会	未定	両市委員
1月29日(金)	兵庫県公民館大会	いなみ野学園	参加希望者



令和8年度社会教育関係事業について

施策の基本方針3 子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境づくりの推進

事業名等	国際理解・外国人住民への支援
事業概要	【委託事業】 国際理解・国際交流推進事業、在住外国人市民支援事業として語学支援業務を委託し、多文化共生や外国住民のそれぞれに応じた教育的支援の取り組みを行う。 国際理解・国際交流推進事業(国際理解教育プログラム・日本語教室うりぼう(大人向け)・学習支援教室うりぼうくらぶ(子ども向け))の実施 【施策の基本方針4 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進】 ・外国人住民に対する学習支援
実施時期	国際理解教育プログラム(通年)、日本語教室うりぼう(毎週水・木曜日)、学習支援教室うりぼうくらぶ(毎週水・木曜日)
当初予算	2,774 千円
令和7年度実施状況	国際理解教育プログラム(参加者432人)、日本語教室うりぼう(学習者延べ54人)、学習支援教室うりぼうくらぶ(学習者延べ62人)



事業名等	放課後子ども教室
事業概要	【自主事業】 地域住民の参画を得て、小学校区単位で学校の空き教室やコミュニティセンターなど、子どもが安全で安心して活動できる拠点を設け、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施する。今年度は6教室(篠山・岡野・城東・多紀・西紀・味間)を開催する。
実施時期	通年
当初予算	1,358 千円
令和7年度実施状況	岡野(参加児童22名)、城東小(同25名)、多紀小(同12名)、西紀(同28名)、味間(同15名)、篠山小(同44名) 【成果指標】※目標年度:2030年度 ・「放課後子ども教室」に関わる児童・地域住民の満足度 現状85%→目標95%



事業名等	子どもの居場所づくり事業
事業概要	【委託事業】 通学合宿・トライしようDAY助成を通して、異年齢の子ども達の交流、地域住民等との交流、集団活動や体験活動を支援する。活動を通して子どもの人間性・社会性の形成を育む。また「子どもの居場所づくり推進協議会」において、来年度以降の事業内容について検討を行う。
実施時期	通年
当初予算	460 千円
令和7年度実施状況	トライしようDAY:6地区 通学合宿:4団体



事業名	市PTA協議会、市青少年協議会、子ども会連絡協議会等の活動支援	
事業概要	【支援事業】 地域ぐるみで取り組む青少年健全育成の推進を図るため、青少年の健全育成等を目的とする団体を支援し、未来の篠山を担う青少年の健全な育成を図る。 ・市PTA協議会(各単位PTA活動支援) ・市子ども会連絡協議会(オセロ大会等) ・市青少年協議会(子どもを守る家・研修会) ・少年補導員連絡協議会(広報活動・指導活動等)	
実施時期	通年	
当初予算	1,025 千円	
令和7年度実施状況	各団体における各種事業実施を支援。 市PTA協議会・・・意見交換会、情報共有等 市子ども会連絡協議会・・・オセロ大会、各校区子ども会における活動支援等 市青少年連絡協議会・・・研修、子どもを守る家の取組等 少年補導員連絡協議会・・・防犯劇開催、広報誌発行等の防犯活動	

事業名	青少年健全育成団体支援事業	
事業概要	【活動支援】 各青少年協議会(篠山東、篠山西、丹南、西紀、今田)の事務局を担い、青少年健全育成にかかる地域の活動を支援。(市全体のとりまとめは社会教育係が担当)	
当初予算	一 千円	事業区分 補助事業
令和7年度実施状況	子どもを守る家の取り組みを進めたほか、各地区の学校・家庭・地域団体等と連携し、青少年健全育成活動を実施。	

施策の基本方針4

人生100年時代を豊かに生きる学びの推進

事業名等	障がい者社会学級(丹波青い鳥学級・くすの木学級)の運営	
事業概要	【自主事業】 「青い鳥学級(視覚障がい)」「くすの木学級(聴覚・言語障がい)」は、丹波市・丹波篠山市の障がい者への学びの機会やつながりづくりの場を提供する事業。 今年度は丹波篠山市が「くすの木学級」、丹波が「青い鳥学級」の事務局を担当する。	
実施時期	青い鳥学級(年5回)、くすの木学級(年4回)	
当初予算	県委託費により実施 (今年度は365,000円)	
令和7年度実施状況	青い鳥学級(年5回、受講者15名)、くすの木学級(年4回、受講者16名)	

事業名	丹波篠山市高齢者大学		
事業概要	【講座】 11年を通じて市内に7学園を開講。5月に合同開講式、6月から2月にかけて学園毎に毎月1回一般教養講座、趣味講座を実施する。一般教養講座については学園年1回は学校園との連携事業とし、園児・児童とともに学ぶ機会を創出する。 また、全体行事として、交流レクリエーション行事、合同学習発表会、合同閉講式を開催する。		
実施時期	合同開講式(5月)、各学園講座年間8回(6月～2月)、学校連携事業(時期は学園毎に設定)、交流レクリエーション行事(11月)、合同学習発表会・合同閉講式(3月)		
参加者	860名 (確定 ・ 予定)	参加費	2,000円(年間)
当初予算	6,626千円	事業区分	主催事業
令和7年度実施状況	5月、合同開講式を開催。6月～2月に各学園で毎月1回開講日を設け、一般教養講座・趣味講座を計8回、市外研修を1回実施した。また、11月にグラウンド・ゴルフ大会、3月に合同学習発表会(趣味講座受講生の作品展示・芸能発表等)・合同閉講式を開催した。		

事業名	丹波篠山公民館まつり		
事業概要	【催し】 城東公民館、四季の森生涯学習センターを利用する団体、サークル等による活動紹介、活動体験の場を創出し、市民間の交流や市民活動の活性化、公民館施設のPR、利用促進を図る。 ステージでの活動紹介 ブースでの活動紹介、活動体験 (音楽、ダンス、健康、創作活動、手話など)		
実施時期	令和9年3月14日(日)		
参加者	500名 (確定 ・ 予定)	参加費	無料
当初予算	161千円	事業区分	主催事業
令和7年度実施状況	令和8年3月15日(日)開催 ステージでの活動紹介22件、ブースでの活動紹介・活動体験16件		

事業名等	保健体育総務	
事業概要	市民が生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を営み、人と人とのつながり及び地域と地域の交流を促進するため、スポーツの振興を図る。 ・スポーツ推進委員会の運営 ・青少年健康・体力増進事業の実施 ・市スポーツ協会、市スポーツクラブ21等各種スポーツ団体への支援 ・篠山城武道大会 ・市内社会体育施設の有効利用に関する業務 ・丹波篠山ABCマラソン大会等スポーツ大会の実施、支援 ・TAMBASASAYAMAライジングスター育成事業の実施 ・畑スポーツ施設の管理業務	
実施時期	通年(第47回丹波篠山ABCマラソン・・・令和9年3月7日(日)開催予定)	
当初予算	30,462 千円	
令和7年度 実施状況	SOMPOボールゲームフェスタ、神戸ストークスバスケットボール教室 第46回丹波篠山ABCマラソン大会の開催(開催日:令和8年3月1日) エントリー数:フルマラソン9,122人、リレーマラソン159組 スポーツ推進委員主催イベント(モルック大会 14チーム50名参加) 【成果指標】※2030年度 ・丹波篠山ABCマラソン1回あたりの市民ランナーの人数 現状203人→目標300人	

事業名等	丹波篠山総合スポーツセンター管理	
事業概要	管理運営を指定管理者制度により委託し、施設の運営を行う。市民の健康増進並びに余暇におけるレクリエーション等の拠点施設として利用すると共に、各種目別団体の大会会場として貸出を行う。また市民の健康増進・体力維持向上を図るための自主事業を幅広く展開する。	
実施時期	通年	
当初予算	40,258 千円	
令和7年度 実施状況	施設利用状況 351,402人(令和6年度 327,157人) 【成果指標】※2030年度 ・丹波篠山総合スポーツセンターの年間利用者数 現状351,402人、目標330,000人	

事業名等	西紀運動公園管理	
事業概要	市民の健康保持及び体力の増強を図ると共に、市民生活の健全育成に資するため、西紀運動公園を設置し、指定管理者による運営を実施。 老朽化した施設・設備を計画的に修繕する。	
実施時期	通年	
当初予算	26,944 千円	
令和7年度実施状況	年間利用者数 83,862人(令和6年度 80,284人)、学校プール需要の委託4校(大山小、古市小、篠山小、城北畑小) 【成果指標】※2030年度 ・西紀運動公園の年間利用者数83,862人、目標81,000人	

事業名	桶ツ卓球世界大会		
事業概要	【催し】 丹波篠山市発祥スポーツ「桶ツ卓球」の第3回世界大会を開催。大会開催を通じて、桶ツ卓球のさらなる普及を図るとともに、人々の交流や丹波篠山市、こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の魅力をPRする。 種別 男子の部、女子の部、男女の部 定員 各種別32組 参加料 2,000円／組(予定) 丹波篠山市体育振興会との共催事業として実施		
実施時期	令和9年2月23日(火祝)		
参加者	192 名(確定・予定)	参加費	2,000円／組(予定)
当初予算	0 千円	事業区分	主催事業
令和7年度実施状況	令和8年2月22日(日)、四季の森生涯学習センターで開催、申込109組218名 男子の部、女子の部、男女の部		

事業名	文化の祭典		
事業概要	【催し】 芸術文化の振興を図るとともに、心豊かで活力にあふれた地域の実現を目指すことを目的として、作品展示や芸能発表を中心とした文化の祭典を開催。 篠山・城東・多紀・西紀・丹南・今田地区でそれぞれ開催。 市全体の文化祭については、丹波篠山市展との融合を進め、新たに丹波篠山市芸術文化の祭典として開催する。		
実施時期	丹波篠山市芸術文化の祭典 作品展示(11月17日～22日)、芸能発表(11月23日) 各地区文化祭 篠山(11月1～3日)、城東(11月7～8日)、多紀(11月3日)、西紀(11月1日)、丹南(10月31日～11月1日)、今田(11月6～7日)		
対象者	全市民 (確定・予定)	参加費	無料
当初予算	1,820 千円	事業区分	委託事業
令和7年度実施状況	丹波篠山市民文化祭 作品展示(9月19日～21日)、芸能発表(11月30日) 各地区文化祭 篠山(11月1～3日)、城東(11月1～3日)、多紀(11月1日)、西紀(11月3日)、丹南(11月2～3日)、今田(10月25～26日)		

事業名等	丹波篠山市芸術文化の祭典		
事業概要	令和8年度から「丹波篠山市展」と「丹波篠山市民文化祭」を事業統合し、「丹波篠山市芸術文化の祭典」として開催することにより、芸術文化事業の効率的な開催を目指すとともに、広く市民の出品や来場を促進する。 文化協会加盟団体による作品展示のほか、一般公募枠を設けるとことで多様な作品が出品できる展示機会とする。		
実施時期	会期:11月17日(火)～23日(月)		
令和7年度実施状況	「丹波篠山市展」11月開催 出品数:203点 来場者:会期7日間 計828人 「市民文化祭(作品展示の部)」9月開催 出品数:10団体413点 来場者:会期3日間 計415人 「市民文化祭(芸能発表の部)」11月開催 出演団体:15団体		

事業名	社会教育関係団体支援等		
事業概要	体育振興会 市及び各地区体育振興会(篠山、城東、多紀、西紀、丹南、今田) 文化協会 市及び各地区文化協会(青山、城東、東雲、西紀、丹南、今田) その他各種団体 ふれあい俳句大会、今田元旦マラソン、西紀音頭保存会、丹南音頭保存会、青少年芸術文化(篠山少年少女合唱団)、サギソウ保存、人形劇フェスタ		
当初予算	4,767 千円	事業区分	補助事業

施策の基本方針5

郷土を愛し担う人材育成の推進

事業名	丹波ささやま市民文化講座		
事業概要	【講座】 丹波篠山の豊かな文化、伝統を学ぶ講座。受講生によるサポーターが中心となり講座の企画立案、学習支援を行うなど、市民自らが主体的な活動の中で丹波篠山を深く知り、次の世代へ継承する学びの機会とする。 年間5回の講座(丹波篠山市民センター)と2回の市外研修を実施する。		
実施時期	6～12月 各月1回の講座または現地学習 計7回		
参加者	117 名 (確定) 予定)	参加費	1,500 円 (年間)
当初予算	274 千円	事業区分	主催事業
令和7年度実施状況	年間5回の特別講師による講座と2回の現地学習を実施した。受講生によるサポーターが中心となり、講座の企画、立案、学習支援を行った。(受講者数:113名)		

事業名		古文書講座	
事業概要	【講座】 地域に伝わる古文書から歴史を学び古文書に親しみ、丹波篠山の歴史に関心を深め、ふるさとへの郷土愛を育む。 初級編・中級編を設定し、継続して学べる環境を整えることにより、古文書解読を通して、市史編纂事業や文化財保護事業で活躍できる人材を育成する。		
実施時期	初級編 6～10月 各月1回 計5回、中級編 11～3月 各月1回 計5回		
参加者	73名 (確定・予定)	参加費	1,000円 (各編)
当初予算	243千円	事業区分	主催事業
令和7年度 実施状況	初級編 6～10月 計5回 44名 中級編 11～3月 計5回 38名		

事業名		丹波ささやまおもしろゼミナール	
事業概要	【講座】 丹波篠山の魅力を感じ、郷土愛を育む場として、現地で直接、歴史・文化・自然に触れて学ぶ講座を年5回実施する。(募集人員:各回25名) また、別途1～2回、主に子どもや親子を対象とした講座を実施し、新たな参加者層開拓を図る。		
実施時期	6～12月 計6回 (拡充)6月1回 計1回		
参加者	125名 (確定・予定)	参加費	1,000円 (通常講座1回あたり)
当初予算	218千円	事業区分	主催事業
令和7年度 実施状況	通常講座 現地学習6回、受講者延べ117名 子ども向け講座(デイキャンプ)1回、受講者30名		

事業名		郷土味学講座	
事業概要	【講座】 丹波篠山の食材を活用し、郷土料理の調理実習を通じて、食文化の伝承や新たな食文化創造を目指す。 「伝承基礎コース」、「伝承応用コース」、「創造コース」の3コースを開講。 郷土料理伝承のための郷土味学講座テキスト「よろしゅうおあがり」「よろしゅうおあがりⅡ」のテキストを活用。		
実施時期	5～2月 各コース5回の講座		
参加者	96名 (確定・予定)	参加費	6,000円 (1コース)
当初予算	1,116千円	事業区分	主催事業
令和7年度 実施状況	3コース(各コース年間5講座)開催、受講者数115名		

事業名	かぞくdeおいしんぼクッキング		
事業概要	【講座】 家族での調理実習を通じて、子育て世代の食生活向上、食育を推進する。夏休み期間中に実施。 学校給食編 7月22日(水)、7月23日(木) スイーツ編 7月28日(火) カフェ編 8月7日(金) 食品向上編 8月18日(火)		
実施時期	7～8月 計5回(学校給食センターとの共催2回、公民館主催3回)		
参加者	248名(確定)(予定)	参加費	1講座700円または1000円
当初予算	342千円	事業区分	主催事業
令和7年度実施状況	学校給食編、スイーツ編、カフェ編、匠編 計5回開催、受講者234名		

【施設管理運営】

事業名	社会教育施設・社会体育施設の管理運営		
事業概要	【社会教育施設】 四季の森生涯学習センター(中央公民館)、城東公民館(中央公民館分館) 【体育館】 B&G海洋センター体育館、西紀体育館、川代体育館、今田体育館、健康増進センター 【グラウンド・テニスコート】 三の丸多目的広場、城東グラウンド、城東多目的広場、四季の森運動公園グラウンド、川代多目的広場、丹南テニスコート、今田グラウンド、今田テニスコート		
事業名	学校施設使用料の収納		
事業概要	学校施設(体育館・運動場等)の使用料収納を担当。		

【その他】

事業名等	社会教育委員の会議運営		
事業概要	社会教育法に基づき、教育委員会から委嘱された地域活動者、学識経験者、学校長の代表、公募委員など、11名の委員で構成される会議。 丹波篠山市における社会教育事業に対して助言を行う。必要に応じて調査研究部会を設置し、地域課題等について学び、意見に反映させる。 また、丹波地区・県で行われる研修会に参加する。		
実施時期	全体会議(年2回 6-7月・9-10月)、調査研究部会(必要に応じて)その他県・丹波地区研修等		
当初予算	136 千円		
令和7年度 実施状況	全体会議 年2回開催 ※その他、丹波地区社会教育委員研修会、県研修会に参加		

【令和8年度予算】

(社会教育係)

【歳入】		10,852 千円	
丹波篠山ふるさと基金繰入金	10,554 千円	充当先:保健体育総務費	
(TAMBASASAYAMAライジングスター経費)	(554) 千円		
(企業版ふるさと納税)	(10,000) 千円		
畑スポーツ施設使用料	298 千円	充当先:保健体育総務費	

【歳出】		104,316 千円	
社会教育総務費	3,598 千円		
青少年育成一般費	3,054 千円		
保健体育総務費	30,462 千円		
丹波篠山総合スポーツセンター管理費	40,258 千円		
西紀運動公園管理費	26,944 千円		

(公民館係)

【歳入】		253,519 千円	
社会教育使用料	5,014 千円	充当先:中央公民館管理費、城東分館管理費	
保健体育使用料	5,519 千円	充当先:体育館管理費、グラウンド・テニスコート管理費等	
雑入	4,886 千円	充当先:中央公民館事業費、中央公民館管理費等	
市債	238,100 千円	充当先:体育館管理費、グラウンド・テニスコート管理費	

【歳出】		380,448 千円	
中央公民館管理費	42,954 千円	四季の森生涯学習センター管理運営費	
城東分館管理費	18,152 千円	城東分館管理運営費	
高齢者大学運営事業	6,626 千円	高齢者大学	
中央公民館事業費	34,056 千円	講座・催しの開催、活動支援、社会教育指導員等人件費	
体育館管理費	265,776 千円	各体育館管理運営費	
グラウンド・テニスコート管理費	5,630 千円	グラウンド等管理運営費	
海洋センター運営管理費	7,254 千円	海洋センター管理運営費	

○社会教育法（部分抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

○丹波篠山市社会教育委員に関する条例

平成11年4月1日

条例第83号

改正 平成12年3月1日条例第1号

平成26年3月26日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(社会教育委員の設置)

第2条 丹波篠山市教育委員会に、社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、11人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第5条 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、丹波篠山市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成26年3月26日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○丹波篠山市公民館条例

平成11年4月1日

条例第84号

改正 平成12年3月1日条例第1号

平成14年3月27日条例第21号

平成14年7月3日条例第30号

平成14年12月27日条例第46号

平成15年3月14日条例第18号

平成16年3月25日条例第21号

平成20年12月24日条例第47号

平成21年2月20日条例第2号

平成24年3月16日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、丹波篠山市立公民館の設置、管理及び職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第20条の規定に基づき設置する公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第3条 公民館に館長、副館長、主事等必要な職員を置く。

(公民館運営審議会の設置)

第4条 法第29条第1項の規定に基づき第2条に規定する丹波篠山市立中央公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員の定数等)

第5条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応募した者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 審議会の委員は、11人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員に特別の事情が生じた場合は、教育委員会はその任期中であっても解嘱することができる。

(使用の許可)

第6条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しないことができる。

- (1) 法第23条の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 公民館の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、丹波篠山市公の施設使用料条例（平成14年篠山市条例第30号）により、使用料を納付しなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館を使用し、又は第三者に権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(特別の設備)

第11条 使用者が公民館に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、公民館の使用を終わったとき、又は前条の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用后直ちに原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止させられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、公民館の使用に際し、公民館の施設、附属設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めによらない理由によるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営

審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日までに、合併前の篠山町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和50年篠山町条例第74号）、公民館設置に関する条例（昭和42年西紀町条例第13号）、西紀町中央公民館使用料条例（昭和47年西紀町条例第2号）、丹南町公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和49年丹南町条例第33号）又は今田町公民館設置管理条例（昭和52年今田町条例第24号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に社会教育委員又は公民館運営審議会の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成14年3月27日条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月3日条例第30号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に徴収すべき理由の生じた使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月27日条例第46号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第21号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第47号）

改正 平成 21 年 2 月 20 日 条例第 2 号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の篠山市公民館条例の規定によりなされた篠山市立西紀公民館に係る使用の許可その他の行為は、篠山市西紀老人福祉センター・デイサービスセンター条例（平成 11 年篠山市条例第 111 号）の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 21 年 2 月 20 日 条例第 2 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 16 日 条例第 15 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称		位置
丹波篠山市立中央公民館		丹波篠山市網掛 4 2 9 番地（四季の森生涯学習センター内）
分館	丹波篠山市立城東公民館	丹波篠山市日置 3 8 5 番地 1

○丹波篠山市公民館条例施行規則

平成11年4月1日

教委規則第17号

改正 平成14年9月10日教委規則第7号

平成18年2月8日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市公民館条例（平成11年篠山市条例第84号。以下「条例」という。）の規定に基づき、丹波篠山市立公民館（以下「公民館」という。）の運営及び管理に関する基本的事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 公民館には、条例の定めるところにより、館長、副館長、主事等必要な職員を置く。

2 館長は、教育委員会が定める社会教育方針に基づき所属職員を指揮して館務を執行する。

3 副館長は、館長の職務を補佐する。

4 主事等の職員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

5 館長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代行する。

(事業)

第3条 公民館は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的達成するために、おおむね次の事業を行う。ただし、法令によって禁じられたものは、この限りでない。

(1) 青年学級を実施すること。

(2) 定期講座を開設すること。

(3) 討論会、講習会、講演会、展示会等を開催すること。

(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

(6) 施設等を住民の集会、地域振興及び生活改善その他公共的利用に供すること。

(対象区域)

第4条 公民館の事業対象区域は、主としてその公民館所在の区域とする。

(事業計画)

第5条 館長は、毎年4月中に当該年度の公民館の事業計画書を公民館運営審議会の審議を経て教育委員会に提出しなければならない。

(事業報告)

第6条 館長は、毎年4月中に前年度における事業の実施状況を、教育委員会及び公民館運営審議会に報告しなければならない。

(施設の管理)

第7条 館長は教育委員会の命を受けて、公民館の施設（設備及び備品を含む）

以下「施設」という。)を管理する。

- 2 館長は、施設を住民の利用に供するため、常に整備しておかなければならない。

(施設の使用)

第8条 施設は、主として対象区域に居住する者をもって組織する団体、機関が社会教育的な集会を催すとき、又は館長が認めた場合使用することができる。

(使用の申請及び許可)

第9条 施設を使用しようとする者は、使用日前に丹波篠山市立公民館使用(変更)許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、使用の許可をしたときは、丹波篠山市立公民館使用(変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

- 3 前2項のほか、使用の手続きについての必要な事項は、別に要綱で定める。

(使用時間)

第10条 公民館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、これを伸縮することができる。

(休館日)

第11条 公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) その他館長が管理上必要と認めた日

- 2 館長は、館務の都合により前項の休館日を平日と振替えることができる。この場合あらかじめ教育長に届け出なければならない。

第12条 館長は、館務の都合により休日の勤務を命じ、又は正規の勤務時間の限度において適宜にその時間を変更することができる。

(備付簿冊)

第13条 公民館には、次の簿冊を備え付けなければならない。

- (1) 出勤簿(遅刻、早退簿を含む。)
- (2) 休暇簿
- (3) 旅行命令簿
- (4) 時間外勤務命令簿
- (5) 文書收受発送送達簿
- (6) 備品受払簿
- (7) 例規集
- (8) 業務日誌
- (9) 運営審議会記録
- (10) 公民館沿革史

(承認)

第14条 館長は、次の各号に掲げる事項を行う場合教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 館長の休暇、欠勤、出張
- (2) 職員が引き続き6日以上の休暇、欠勤、出張
- (3) 部外に対する重要な資料の提供

2 この規則に定める事項であっても異例若しくは疑義があり、又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認又は指示を受けるものとする。

(報告)

第15条 館長は、次の各号に掲げる事項が発生した場合、速やかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 職員に死亡、負傷、失そうその他の事故があったとき。
- (2) 施設に火災、風水害、盗難その他事故があったとき。
- (3) その他重要な事項があったとき。

2 前項のほか、報告について必要な事項は、教育長が定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、公民館の運営管理について必要な事項は、公民館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日までに、合併前の公民館の運営及び管理に関する規則（昭和51年篠山町教育委員会規則第3号）、公民館の運営及び管理に関する規則（昭和49年西紀町規則第8号）、公民館の運営及び管理に関する規則（昭和49年西紀、丹南町教育委員会規則第8号）又は今田町中央公民館管理規則（昭和52年今田町教育委員会規則第1号）、今田町中央公民館使用規則（昭和52年今田町教育委員会規則第2号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成14年9月10日教委規則第7号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年2月8日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(様式 略)